

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

- 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
..... (建設部総務課) 1
- 北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
..... (建築指導課) 1
- 北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (商工金融課) 1
- 北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則..... (人材育成課) 2

訓 令

- 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 2

北 海 道

北海道教育委員会

北海道人事委員会

北海道監査委員 訓 令

北海道労働委員会

北 海 道 議 会

北 海 道 企 業 局

- 第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程の一部を改正する訓令
..... (全国植樹祭推進室) 3

規 則

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成19年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第47号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例(平成19年北海道条例第22号)の施行期日は、平成19年 6月20日とする。

北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例(平成19年北海道条例第26号)の施行期日は、平成19年 4月 1日とする。ただし、北海道立北方建築総合研究所条例(昭和30年北海道条例第58号)第 3条の改正規定の施行期日は、平成19年 6月20日とする。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則(昭和42年北海道規則第157号)の一部を次のように改正する。

第 3条の 5中「年0.95パーセント」を「年1.10パーセント」に改める。

別表第 2の14の項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第17条第 2項に規定する認定特定事業計画」を「第 7条第 8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第 9項に規定する特定事業に係る同法第41条第 2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同表の15の項中「第21条第 2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画」を「第 7条第 7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第 2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

別記第 2号様式第 7条第 1号中「、会社整理開始」を削る。

附 則

- この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成18年法律第54号)第 1条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「旧中心市街地活性化法」という。)第17条第 2項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付については、改正前の規則別表第 2の14の項

の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項の規定中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」とあるのは「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）第1条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」と、「中心市街地活性化法」とあるのは「旧中心市街地活性化法」とする。

- 4 旧中心市街地活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付については、改正前の規則別表第2の15の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項の規定中「中心市街地活性化法」とあるのは「旧中心市街地活性化法」とする。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

別表第1 滝川高等技術専門学院の項中

建 築 科	1 年	30人
板 金 科	1 年	30人

を

「

—	—	20人
板 金 科	1 年	20人

に改め、同表稚内高等技術専門学院の項を

削り、同表網走高等技術専門学院の項中

観光ビジネス科	1 年	—
土木施工管理科	1 年	—

「

—	20人
—	20人

を

観光ビジネス科	1 年	—	—
---------	-----	---	---

」

20人

に改め、同表室蘭高等技術専門学院の項を次のように改める。

室蘭高等技術 専門学院	機 械 科	1 年	—	—	20人
	溶 接 科	1 年	—	—	20人
	—	—	配 管 科	1 年	20人
	—	—	塗 装 科	1 年	20人
	観光ビジネス科	1 年	—	—	30人

別表第1 苫小牧高等技術専門学院の項中「OAシステム科」を「O A 事 務 科」に、「40人」を「20人」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第2条第12号」を「第2条第15号」に改める。

別表の付表中「行政改革局大学改革推進室」を「行政改革局（行政改革課及び総務業務センターを除く。）」に、「大 改」を「行 法」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

北 海 道
北海道教育委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令
北海道労働委員会
北 海 道 議 会
北 海 道 企 業 局

北 海 道
北海道教育委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員訓令第1号
北海道労働委員会
北 海 道 議 会
北 海 道 企 業 局

庁 中 一 般
部 局

第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 橋 場 昇
北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則
北海道代表監査委員 宮 間 利 一
北海道労働委員会会長 曾 根 理 之
北 海 道 議 会 議 長 高 橋 文 明
北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程の一部を改正する訓令

第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程（平成18年北海道・北海道教育委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道労働委員会・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「 同 総務部行政改革局長
同 総務部行政改革局大学改革推進室長 」

を
「 同 総務部行政改革局長 」

に改め、「副出納長兼」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

